

# 青森県報

第三千九百五十号

平成二十七年  
一月二十八日  
(水曜日)

## 目次

### 告 示

- 介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………(高齢福祉課) ……一
- 介護保険法による介護予防サービス事業者の指定……………(同) ……一
- 漁業の許可等の申請期間……………(水産振興課) ……一
- 海岸保全区域の指定……………(港湾空港課) ……二

### 公 告

- 農用地利用配分計画の認可……………(構造政策課) ……四
- 建設業者の許可の取消し……………(上北地域) ……五
- 出先機関……………(同) ……五
- 土地改良区の役員の住所変更……………(西北地域) ……六

## 告 示

### 青森県告示第四十七号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成二十七年一月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

### 青森県告示第四十八号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第百十五条の十第一号の規定により公示する。

平成二十七年一月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅サービス事業者 名称又は 氏名 らぼーる株式 会社	主たる事務所の 所在地又は住所 むつ市緑町一六 の一八	居宅サ ビスの種 類 訪問看護	事 業 所 名称 らぼーる株式 会社	所 在 地 むつ市緑町一六 の一八	指 定 年 月 日 平成 二七 ・一
---	--------------------------------------	--------------------------	-----------------------------------	-------------------------------	---

### 青森県告示第四十九号

青森県海面漁業調整規則（昭和四十三年一月青森県規則第十一号）第八条第二項（同規則第二十一条第三項において準用する場合を含む。）の規定により、小型機船底びき網漁業につき、その許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定めたので、同規則第八条第三項（同規則第二十一条第三項において準用する場合を含む。）の規定により告示する。

平成二十七年一月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

指定介護予防サ ービス 事業者 名称又は 氏名 らぼーる株式 会社	主たる事務所の 所在地又は住所 むつ市緑町一六 の一八	介護予 防サ ービス の種類 訪問看護	行 う 事 業 所 名称 らぼーる株式 会社	所 在 地 むつ市緑町一六 の一八	指 定 年 月 日 平成 二七 ・一
---	--------------------------------------	---------------------------------	---	-------------------------------	---

許可又は起業の認可を申請すべき期間  
 平成二十七年三月二日から同月十三日まで  
 備考

- 一 漁業種類 手繰第一種漁業
- 二 操業区域 下北郡尻屋崎灯台中心点と北海道函館市恵山岬灯台中心点を結んだ直線の中点から正東の線以南、東経百四十二度三十分の線以西の太平洋における青森県沖合海域
- 三 操業期間 平成二十七年四月一日から同年六月三十日まで及び同年九月一日から平成二十八年三月三十一日まで
- 四 許可又は起業の認可をする船舶の隻数の最高限度 五隻

青森県告示第五十号

海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第三条第一項の規定により、海岸保全区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十七年一月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

沿岸名	海岸名	地区	海岸先	区 域
下北八戸	八戸港	八太郎	八戸市八太郎	基点一から基点五三まで順次直線で結んだ線及び基点五三と基点一を直線で結んだ線により囲まれた区域 基点の表示（角度は、方位角とする。） 基点一 河原木二等三角点（北緯四〇度三二分三〇秒東経一四一度二九分二三秒）から六度二八分三四秒一七二八・九メートルの地点 一号表示杭 基点二 基点一から七度四五分六・九メートルの地点 二号表示杭 基点三 基点二から五七度三分七・二七メートルの地点 一号表示杭

基点四	九メートルの地点 三号表示杭
基点五	基点三から一〇五度五二分一・九メートルの地点 四号表示杭
基点六	基点四から一五〇度一分二七五・八メートルの地点 五号表示杭
基点七	基点五から一四九度四三分八・二メートルの地点 六号表示杭
基点八	基点六から一五〇度一二八・七メートルの地点 七号表示杭
基点九	基点七から一四九度五九分一四四・一メートルの地点 八号表示杭
基点一〇	基点八から一四九度五九分一六・四メートルの地点 九号表示杭
基点一一	基点九から一四九度五七分三三四・六メートルの地点 一〇号表示杭
基点一二	基点一〇から一四九度四九分一一・四メートルの地点 一一号表示杭
基点一三	基点一一から一五〇度九分七五・一メートルの地点 一二号表示杭
基点一四	基点一二から一四九度五八分〇・三メートルの地点 一三号表示杭
基点一五	基点一三から一四九度五九分二九・九メートルの地点 一四号表示杭
	基点一四から一五〇度一分二七メートルの地点 一五

基点二七	基点二六	基点二五	基点二四	基点二三	基点二二	基点二一	基点二〇	基点一九	基点一八	基点一七	基点一六
基点二六から三三〇度五分 一一・五メートルの地点 二七号表示杭	二六号表示杭	基点二五から七度八分一九 ・九メートルの地点 二五 号表示杭	基点二四から三二九度五七分 一九一・二メートルの地 点 二四号表示杭	基点二三から三二七度四七 分四一・五メートルの地点 二三号表示杭	基点二二から三三〇度二分 五一・七メートルの地点 二二号表示杭	基点二一から二九七度四七 分一七・一メートルの地点 二一号表示杭	基点一九から二七一度四二 分二一・八メートルの地点 一九号表示杭	基点一八から二五一度三二 分一三・三メートルの地点 一八号表示杭	基点一七から一四九度四一 分三三・一メートルの地 点 一七号表示杭	基点一六から一五〇度五分 一一・四メートルの地点 一七号表示杭	基点一五から一五〇度三三 ・五メートルの地点 一六 号表示杭

基点四〇	基点三九	基点三八	基点三七	基点三六	基点三五	基点三四	基点三三	基点三二	基点三一	基点三〇	基点二九	基点二八
基点三九から二九度五一分 九号表示杭	基点三八から〇度五五分一 八・七メートルの地点 三 九号表示杭	基点三七から三二九度四分 四九・七メートルの地点 三八号表示杭	基点二六から三三二度一分 四五・九メートルの地点 三七号表示杭	基点二五から三二九度四分 三九・七メートルの地点 三六号表示杭	基点二四から三二九度五九 分一四・九メートルの地点 三五号表示杭	基点二三から三二九度五七 分一四・九メートルの地点 三四号表示杭	基点二二から三二九度四九 分一一・四メートルの地点 三三号表示杭	基点二一から三二九度四七 分一一・四メートルの地点 三二号表示杭	基点二〇から三二九度四七 分一一・四メートルの地点 三十一号表示杭	基点一九から三二九度四七 分一一・四メートルの地点 三十一号表示杭	基点一八から三二九度四七 分一一・四メートルの地点 三十一号表示杭	基点一七から三二九度四七 分一一・四メートルの地点 三十一号表示杭

基点四一	一五・七メートルの地点 四〇号表示杭
基点四二	基点四〇から三二九度五九分一六・四メートルの地点 四一号表示杭
基点四三	基点四一から二〇九度五一分一・一メートルの地点 四二号表示杭
基点四四	基点四二から二六九度五一分一五・六メートルの地点 四三号表示杭
基点四五	基点四三から三三〇度一分四八・七メートルの地点 四四号表示杭
基点四六	基点四四から三二七度四分四二・三メートルの地点 四五号表示杭
基点四七	基点四五から三三〇度二分一八・二メートルの地点 四六号表示杭
基点四八	基点四六から四〇度一分二六・九メートルの地点 四七号表示杭
基点四九	基点四七から六八度三分一七・八メートルの地点 四八号表示杭
基点五〇	基点四八から三二九度四分三八・一メートルの地点 四九号表示杭
基点五一	基点四九から二四七度一分二二・二メートルの地点 五〇号表示杭
基点五二	基点五〇から二八一度二分四分・三メートルの地点 五一号表示杭
基点五三	基点五一から三三〇度七五・五メートルの地点 五二号表示杭

下北八戸	基点五三 号表示杭 基点五二から三三〇度四分一七〇・九メートルの地点 五三号表示杭
八戸港	基点一から基点四まで順次直線で結んだ線及び基点四と基点一を直線で結んだ線により囲まれた区域 基点の表示（角度は、方位角とする。）
八太郎	基点一 北沼四等三角点（北緯四〇度三三分二六秒東経一四一度二九分三二秒）から二七〇度四分二四秒五八六・八メートルの地点 一号表示杭
八戸市大字河原木字北沼地先	基点二 基点一から二四二度五一分七六・六メートルの地点 二号表示杭
	基点三 基点二から三三二度五〇分一三九・六メートルの地点 三号表示杭
	基点四 基点三から六三度一分七六・六メートルの地点 四号表示杭

公 告

農用地利用配分計画の認可

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第一項の規定により、農用地利用配分計画を平成二十七年一月二十八日認可したので、同条第五項の規定により当該農用地利用配分計画を次のとおり公告する。

平成二十七年一月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

長尾榮一	八木澤孝市	花田賢一	白戸卓郎	鈴木勝利	田澤正則	鈴木一夫	鈴木一夫	山本義美	須藤文徳	菊地淑行	成田英雅	有限会社平葎建設 代表取締役 平葎雄市	谷地村久人	氏名又は名称
南津軽郡田舎館村大字 垂柳字福岡一	南津軽郡田舎館村大字 田舎館字東田一五二の 三	南津軽郡田舎館村大字 前田屋敷字南一本柳二 二	南津軽郡田舎館村大字 境森字佃一一八	南津軽郡田舎館村大字 川部字村元三八の一	南津軽郡田舎館村大字 大根字字村立四三の一	南津軽郡田舎館村大字 一東光寺字村上二二二の 一	南津軽郡田舎館村大字 一東光寺字村上二二二の 一	南津軽郡田舎館村大字 大曲字村元二二三の一	南津軽郡田舎館村大字 大曲字船橋一六二の三	南津軽郡田舎館村大字 田舎館字中辻四二	北津軽郡板柳町大字大 俵字和田三九一の一	三戸郡新郷村大字戸来 字川台六六	三戸郡新郷村大字西越 字大谷地八七	住所又は所在地
南津軽郡田舎館村大字 垂柳字長田二三 ほか一筆	南津軽郡田舎館村大字 田舎館字東田八 ほか一筆	南津軽郡田舎館村大字 前田屋敷字南一本柳八 ほか一筆	南津軽郡田舎館村大字 川部字下船橋一 二の二ほか一筆	南津軽郡田舎館村大字 和泉字早稲田二 四の二ほか一筆	南津軽郡田舎館村大字 諏訪堂字村岡九 九の二ほか一筆	南津軽郡田舎館村大字 東光寺字稲田二 七ほか三筆	南津軽郡田舎館村大字 大曲字早稲田六 八の二ほか三筆	南津軽郡田舎館村大字 畑中樋口二二 六ほか一筆	南津軽郡田舎館村大字 田舎館字松橋六 九の二ほか二筆	北津軽郡板柳町大字 大俵字西田一六六 の二ほか一筆	三戸郡新郷村大字戸来 字二枚口四の 一ほか四筆	三戸郡新郷村大字戸来 字丹内沢二八	賃借権の設定等を受ける者	
賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地													

石澤英徳	古川弘毅	大川智由紀	大川智由紀	岩田勉	株式会社力力ヤ農産	下山武一	鈴木良彦	三浦政志
南津軽郡藤崎町大字水 木字水元八	南津軽郡藤崎町大字福 島字村元二三の一	北津軽郡中泊町大字大 沢内字二夕見三二一	北津軽郡中泊町大字大 沢内字二夕見三二一	北津軽郡中泊町大字大 沢内字海原八五	北津軽郡鶴田町大字廻 堰字東下山七の三	北津軽郡鶴田町大字大 巻字川瀬七六の一	北津軽郡鶴田町大字横 箔字森口五八	八戸市大字尻内町字矢 沢四一
南津軽郡藤崎町大字水 木字平中三三の 一ほか一筆	南津軽郡藤崎町大字福島 字前橋五五五 ほか二筆	北津軽郡中泊町大字大 沢内字海原三九 七の二ほか四筆	北津軽郡中泊町大字大 沢内字二夕見五 九の二ほか一筆	北津軽郡中泊町大字大 沢内字住吉三三 一ほか二筆	北津軽郡鶴田町大字廻 堰字上野尻九三 ほか四筆	北津軽郡鶴田町大字大 巻字鳥林二 の二の二ほか三筆	北津軽郡鶴田町大字横 箔字松倉二七 ほか四筆	八戸市大字尻内町字赤坂 四五の一ほか 一筆

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十七年一月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社ウメコウ
- 二 代表者の氏名 川村 登
- 三 主たる営業所の所在地 三沢市南町四丁目三の三四七二
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 二三）第五〇〇〇二〇号
- 五 取消年月日 平成二十六年十二月二十五日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
建築、ガラス、建具工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十六年七月一日前記建設業者が合併により消滅したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

# 出 先 機 関

土地改良区の役員住所変更

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、三湖土地改良区から、次のとおり役員住所変更の届出があつたので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十七年一月二十八日

西北地域県民局長 藤 岡 正 昭

役員 の 区 別	氏 名	住 所	住所 変更 の 年 月 日
監 事	坂 本 朝 彦	旧住所 北津軽郡中泊町大字長泥字玉清水五六 の二 新住所 北津軽郡中泊町大字長泥字玉清水二一 八の六	平成 二 六 ・ 一 ・ 二 三

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号 青 森 県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町一丁目番七  
七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円四十四銭